

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：扶桑町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めない常勤職員	85.0%
任期の定めない常勤職員以外の職員	132.3%
全職員	67.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めない常勤職員」の給料については、町の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役割段階別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	98.4%
本庁課長補佐相当職	95.6%
本庁係長相当職	92.6%

(2) 勤続年数別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.8%
31～35年	96.0%
26～30年	95.4%
21～25年	95.1%
16～20年	78.9%
11～15年	84.0%
6～10年	93.9%
1～5年	92.7%

【説明欄】

- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職区分について、女性職員がいないため記載なし。
- ・令和6年度については、女性職員の育児部分休業取得者が増加しており、その減額により給与に差異がある。
- ・相対的に男性職員の超過勤務時間が長く、女性は男性の66.6%の時間数である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。